

令和7年度鹿児島県環境物品等調達方針

1 目的

環境に配慮した製品等（以下「環境物品等」という。）の購入・使用等については、これまで「県庁環境保全率先実行計画」により取り組んできているところであるが、今後さらに一層の推進を図るため、より具体的かつ計画的な調達方針を作成するものである。

なお、この調達方針は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（通称「グリーン購入法」）第10条第1項に基づく本県における調達方針とする。

2 調達に当たっての基本的な考え方

- (1) 環境物品等の調達に当たっては、「環境物品等調達推進品目等一覧」に掲げる調達推進品目ごとの調達基準及び調達目標に基づき実行するものとする。
- (2) 環境物品等の調達や使用等に当たっては、さらに次の事項を遵守するものとする。
 - ア 環境物品等の調達に当たっては、物品等の合理的な使用に努めるなど調達総量をできるだけ抑制する。
 - イ 調達された環境物品等については、長期使用に努めるとともに、適正使用や分別廃棄などを確実に行う。
 - ウ 調達基準は、あくまでも調達の推進に当たっての最低基準を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努める。

3 対象機関

知事部局、議会、県立病院局、教育委員会、公安委員会、その他の各種委員会、工業用水道部及びその他全ての機関

4 具体的な調達方法

調達の実施に当たっては、国の基本方針に定められた特定調達品目の判断基準を満たす物品（「特定調達物品」又は「グリーン購入法判断基準適合商品」という。）や本調達方針の調達基準に適合した環境物品等と認められる「エコマーク」、「国際エネルギースターロゴ」、「省エネ性マーク（緑色）」、「かごしま認定リサイクル製品マーク」などが表示された商品・製品、職員コミュニケーションシステムのライブラリに登録されているものなどを参考にしながら、年間を通じ、環境物品等の調達に努める。

5 環境物品等に係る情報収集

「グリーン購入法判断基準適合商品」や「エコマーク」、「国際エネルギースターロゴ」、「省エネ性マーク（緑色）」及び「かごしま認定リサイクル製品マーク」のついた環境物品等については、それらに関連するホームページなどにより情報を収集するものとする。

・ 県環境物品等調達方針に適合する製品が掲載されているホームページ

- ① エコ商品ねっと（グリーン購入ネットワーク）

<https://www.gpn.jp/econet/>

- ② グリーンステーション・プラス

<https://g.greenstation.net/>

- ③ 国際エネルギースタープログラム（資源エネルギー庁）

<https://www.energystar.go.jp/>

- ④ 省エネ性能カタログ（資源エネルギー庁）

<https://seihinjyoho.go.jp/catalog/>

- ⑤ かごしま認定リサイクル製品（鹿児島県廃棄物・リサイクル対策課）

<http://www.pref.kagoshima.jp/ad03/kurashi-kankyo/recycle/recycle/risaikurunintei.html>

6 県庁環境保全率先実行計画との関係

この調達方針は、県庁環境保全率先実行計画の取組項目のうち、「施設設備の改善(省エネルギーに配慮した建築・改修の推進)」及び、「職場環境の工夫(物品の購入と管理)」について、さらに積極的に推進するためのより具体的かつ計画的な調達方針として定めるものであり、毎年度作成する。

7 適用期間

この調達方針は、令和7年度中の調達に適用する。

(参考)

○ 調達推進品目及び調達目標

① 紙類(コピー用紙、トイレットペーパーなど7品目)	100%
② 納入印刷物(ポスター、報告書、チラシなどの印刷物)	100%
③ 文具類(鉛筆、ボールペン、ファイルなど85品目)	100%
④ オフィス家具等(いす、机、棚、掲示板など12品目)	100%
⑤ 画像機器等(コピー機、プリンタ、ファクシミリなど8品目)	100%
⑥ 電子計算機等(電子計算機、磁気ディスク装置など4品目)	100%
⑦ オフィス機器等(シュレッダー、デジタル印刷機など5品目)	100%
⑧ 移動電話等(携帯電話、PHS、スマートフォンの3品目)	100%
⑨ 家電製品(電気冷蔵庫、テレビジョン受信機など6品目)	100%
⑩ エアコンディショナー等(エアコンディショナーなど4品目)	100%
⑪ 温水器等(電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器など4品目)	100%
⑫ 照明(LED照明器具、蛍光灯、電球形のランプなど4品目)	100%
⑬ 自動車等(乗用車、小型バス、小型貨物車、乗用車用タイヤなど8品目)	100%
・ 利用ニーズに合い、調達基準に適合する車種がある場合 (大型特殊自動車、小型特殊自動車、二輪の車、県警の緊急自動車は除く。)	
⑭ 消火器(消火器の1品目)	100%
⑮ 制服・作業服等(制服、作業服、帽子、靴の4品目)	100%
⑯ インテリア・寝装寝具(カーテン、カーペット、ベッドなど11品目)	100%
⑰ 作業手袋(作業手袋の1品目)	100%
⑱ その他繊維製品(集会用テント、ブルーシート、モップなど7品目)	100%
⑲ 設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム、節水機器などの8品目)	100%
⑳ 災害備蓄用品(災害備蓄用飲料水、乾パンなど16品目)	100%
㉑ 公共工事(再生加熱アスファルト混合物、再生骨材等、製材等など11品目)	100%
㉒ 役務(庁舎管理、クリーニングなど15品目)	100%
㉓ ごみ袋等(プラスチック製ごみ袋の1品目)	100%

なお、調達基準の詳細については、「環境物品等調達推進品目等一覧」に掲載。

○ 本県の調達方針における別表1、別表2、別表3の考え方

- (1) 別表1：公共工事に係る一定の環境負荷低減効果が認められる資材・建設機械・工法・目的物

公共工事分野において、当該工事に要求される品質等を考慮した上で、調達目標の設定は行わないが調達に努める品目として設定するものを取りまとめている。

- (2) 別表2：設備及び役務に係る一定の環境負荷低減効果が認められる品目

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るという、グリーン購入法及び「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の趣旨を踏まえ、今後、普及啓発を図る観点から調達することが望ましい品目について、調達目標の設定は行わないが調達するよう配慮する品目として設定する。

- (3) 別表3：環境物品等調達推進品目等一覧から削除した品目に係る経過措置

調達を推進するものではないが、現在、電球形蛍光灯等を使用している機関が、使用を継続せざるを得ないため、やむを得ず調達する場合の調達基準及び調達目標として設定する。

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和7年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目		調達基準	調達目標	備 考
					⑦ 調達を行う各機関は、印刷用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は原料表示や製品使用等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイト公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適正や印刷品質に留意し、調達を行うこと。 ⑧ 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にとっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にとっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。 ⑨ 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月）」に準拠して行うものとする。 ⑩ 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年2月）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。 また、森林認証材及び管理木材については、各制度に基づくクレジット方式を採用することができる。 なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材、間伐材などとそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材、間伐材などが等しく使われているとみなす方式をいう。 ⑪ 古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義については表1及び表2（細1頁）のとおり。
	衛生用紙	(6) トイレットペーパー (7) ティッシュペーパー	① 古紙パルプ配合率100%であること。		① 「エコマーク」商品は、本項の調達基準に適合した物品とする。 ② 古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義については表1及び表2（細1頁）のとおり。
2 納入印刷物	(1) 印刷（報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等）		① 印刷用紙に係る調達基準（1 紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ② 表3（細2頁）に示されたB、C及びDランクの古紙再生の阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の目的からやむを得ず使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。 ③ 印刷物へリサイクル適性を表示すること。 ④ オフセット印刷については、バイオマス含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。 ⑤ デジタル印刷について、電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。	100%（件数の割合）	① 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷とする。 ② 調達基準②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。 ③ 調達基準③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。なお、表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。 ア Aランクの材料のみ使用する場合は「紙へリサイクル可」 イ A又はBランクの材料のみ使用（ア、の場合を除く）する場合は「板紙へリサイクル可」 ウ C又はDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」 なお、製本加工したカレンダーであって、綴じ部と本紙が分離可能なものについては、本紙の用紙ごとにリサイクル適性を表示すること。

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和 7 年 3 月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考															
		電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。		④ 調達を行う各機関は、印刷物作製の発注にあたっては、表 4（細3 頁）の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認を行い、リサイクル対応型印刷物の作成に努めること。 ⑤ 「バイオマス含有したインキ」とは、バイオマス割合（再生可能な生物由来の有機性原材料（植物由来の油を含み、化石資源を除く。）の含有量の割合）及び石油系溶剤割合（インキに含まれる石油（化石燃料系）を原料とした溶剤の含有量の割合）が、インキの種類ごとに下表に定める要件を満たすものをいう。なお、UVインキはVOC成分（WHO（世界保健機関）の化学物質の分類において「高揮発性有機化合物」及び「揮発性有機化合物」に分類される揮発性有機化合物）が3%未満かつリサイクル対応型UVインキであることをもって、判断の基準＜個別事項＞①アの基準に適合するものとみなす。 <table><tr><th>インキの種類</th><th>バイオマス割合</th><th>石油系溶剤割合</th></tr><tr><td>枚葉インキ</td><td>30%以上</td><td>30%以下</td></tr><tr><td>オフ輪インキ</td><td>20%以上</td><td>45%以下</td></tr><tr><td>金インキ（枚葉・オフ輪）</td><td>10%以上</td><td>25%以下</td></tr><tr><td>新聞インキ（ノンヒートオフ輪）</td><td>30%以上</td><td>30%以下</td></tr></table> 備考1 インキにはOPニス及びメジウムを含む。 2 油性ビジネスフォームインキは枚葉インキの基準を適用する。 ⑥ 芳香族成分 → 日本工業規格K 2 5 3 6 に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。 ⑦ 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。	インキの種類	バイオマス割合	石油系溶剤割合	枚葉インキ	30%以上	30%以下	オフ輪インキ	20%以上	45%以下	金インキ（枚葉・オフ輪）	10%以上	25%以下	新聞インキ（ノンヒートオフ輪）	30%以上	30%以下
インキの種類	バイオマス割合	石油系溶剤割合																	
枚葉インキ	30%以上	30%以下																	
オフ輪インキ	20%以上	45%以下																	
金インキ（枚葉・オフ輪）	10%以上	25%以下																	
新聞インキ（ノンヒートオフ輪）	30%以上	30%以下																	
3 文具類	文具類共通	① 次のいずれかの要件を満たすこと。また、これに加えて、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はイ、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合はウBの要件をそれぞれ満たすこと。 ア 金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。 イ 金属を除く主要材料が木質の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ 金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が50%以上であること。 B 紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。	100%（点数の割合）	① 再生プラスチック → 使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く）。 ② ポストコンシューマ材料 → 製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。 ③ バイオマスプラスチック 原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。 ④ 環境負荷低減効果が確認されたもの 製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。 ⑤ 主要材料 製品の構成材料として、消耗品、粘着部分を除いた製品重量の50%以上を占める材料をいう。なお、再生材料等に係る判断の基準は、金属を除く主要材料に適用する。															

環境物品等調達基準細目一覧

表1 古紙及び関連する用語の定義

令和7年3月地球温暖化対策室

古紙	市中回収古紙及び産業古紙。
市中回収古紙	店舗、事務所及び家庭などから発生する使用済みの紙であって、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの（商品として出荷され流通段階を経て戻るものを含む。）。
産業古紙	原紙の製紙工程後の加工工程から発生し、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの。 ただし、紙製造事業者等（当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関係会社を含む。）の紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場など、紙を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者加工を行わせる場合に発生するものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙としては取り扱わない（当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場合は、損紙を古紙として取り扱うための意図的な行為を除き、古紙として取り扱う。）。
損紙	以下のいずれかに該当するもの。 ・ 製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用されるもの（いわゆる「回流損紙」。ウェットブローク及びドラブローク）。 ・ 製紙工場又は事業場内に保管されて原料として使用されるもの（いわゆる「仕込損紙」）。 ・ 上記産業古紙の定義において、「ただし書き」で規定されているもの。
紙製造事業者	「日本標準産業分類」（平成21年総務省告示第175号）の中分類に掲げる「紙製造業（142）」であり、小分類の「洋紙製造業（141）」「板紙製造業（1422）」「機械すき和紙製造業（1423）」及び「手すき和紙製造業（1424）」をいう。
子会社、関連会社及び関係会社	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の各項に定めるものをいう。

表2 古紙パルプ配合率の定義

古紙パルプ配合率＝$\frac{\text{古紙パルプ}}{\text{（バージンパルプ＋古紙パルプ）}} \times 100（\%）$ パルプは含水率10%の重量とする。 上記算定式の分母及び分子には損紙は含まないものとする。
--

表3 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
① 紙	【普通紙】 アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙	—	—	—
	【加工紙】 樹脂含浸透紙（水溶性のもの）	【加工紙】 色紙（青または色の薄いもの）／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 色紙（赤、緑、黄または色の濃いもの）／ファンシーペーパー（表紙用等の特殊紙）／樹脂含浸紙（水溶性のものを除く）／硫酸紙／ターボリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙、昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙
② インキ類	凸版インキ・平版インキ・スクリーンインキ全般	—	—	—
	グラビアインキ溶剤型 フレキシインキ溶剤型	グラビアインキ水性 フレキシインキ水性	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型UVインキ（ハイブリッドUVインキ）／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCRインキ（油性）	【特殊インキ】 UVインキ／グラビア用金・銀インキ／OCR UVインキ／EBインキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OPニス	—	—	—
	【デジタル印刷インキ類】 リサイクル対応型ドライトナー	【デジタル印刷インキ類】 ドライトナー		
③ 加工資材	【製品加工】 製本用針金、ホッチキス等／リサイクル対応型ホットメルト（難細裂化EVA系ホットメルト／PUR系ホットメルト／水溶性のり）	【製品加工】 製本用糸／EVA系ホットメルト		
	【表面加工】 光沢コート（ニス引き、プレスコート）	【表面加工】 光沢ラミネート（PP貼り）／UVコート、UVラミコート／箔押し	【表面加工】 クロス貼り	
	【その他加工】 リサイクル対応型シール	【その他加工】 シール（リサイクル対応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	
④ その他	—	【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】 ガラス／金物（製本用ホッチキス、針金等除く）／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材（石こうボード等）／不織布／粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等）

表4 資材確認票の様式（例）

作成年月日： 年 月 日

御中

件名：

資 材 確 認 票

〇〇印刷株式会社

印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	〇〇製紙／〇〇	
	表紙	○	A	コート紙	〇〇製紙／〇〇	
	見返し	○	A	上質紙	〇〇製紙／〇〇	
	カバー	—	—			
インキ類		○	A	平版インキ	〇〇インキ／〇〇	
		—	—			
加工	製本加工	○	A	PUR系ホットメルト	〇〇化学／〇〇	
	表面加工	○	A	OPニス	〇〇化学／〇〇	
	その他加工					
その他						

↓

リサイクル対応		判別
Aランクの材料のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
AまたはBランクの材料のみ使用	板紙へリサイクルできます	
CまたはDランクの材料を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

表5 大部分の材料が金属類である棚または収納用什器（収納庫）の棚板に係る機能重量の基準

区 分	基準
収納庫（カルテ収納庫等の特殊用途は除く。）の棚板	0.1
棚（書架・軽量棚・中量棚）の棚板	0.1

(備考) 棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

$$\text{機能重量の基準} = \text{棚板重量 (kg)} \div \text{棚耐荷重 (kg)}$$

表6 大部分の材料が金属類である棚または収納用什器に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること
		その他の部品は容易に取り外しができること
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること 材質ごとに分別できる工夫を図っていること

表 7-1 モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含み、大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)			基準 (kWh)		自動両面要件	
ipm≤5			≤0.3		要件なし	
5<ipm≤20			≤0.04×ipm+0.1			
20<ipm≤24			≤0.06×ipm-0.3			
24<ipm≤30			≤0.11×ipm-1.8		基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品	
30<ipm≤37						
37<ipm≤40						
40<ipm≤65			≤0.16×ipm-3.8		基本製品に内蔵されている	
65<ipm≤90			≤0.2×ipm-6.4			
90<ipm			≤0.55×ipm-37.9			

- 備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分当たりの画像数）とは、1分間にA4又は8.5"×11"の用紙1枚の片面を印刷することとする。A4用紙と8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その2つの速度のうち速い方を適用する。以下表 7-1 2において同じ。
- 2 A3用紙に対応可能な製品（幅が275mm以上の用紙を使用できる製品。）については、区分ごとの基準に0.3kWhを加えたものを基準とする。以下表 7-2、表 1 2-1、及び表 1 2-2において同じ。
- 3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン2.0」による。以下表 7-2、表 1 2-1 及び表 1 2-2において同じ。

表 7-2 カラーコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含み、大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

機を占め、大判機を除く。A に係る標準消費電力量の基準		
製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm ≤ 10	≤ 1.3	要件なし
10 < ipm ≤ 15	≤ 0.06 × ipm + 0.7	
15 < ipm ≤ 19	≤ 0.15 × ipm - 0.65	
19 < ipm ≤ 30		
30 < ipm ≤ 35	≤ 0.2 × ipm - 2.15	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
35 < ipm ≤ 75	≤ 0.7 × ipm - 39.65	基本製品に内蔵されている
75 < ipm		

表 7-3 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機（リユースに配慮した大判コピー機及び大判複合機等を含む。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
$\text{ipm} \leq 30$	30分	$\leq 8.2\text{W}$	$\leq 0.5\text{W}$
$30 < \text{ipm}$	60分		

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表 9、表 1 0、表 1 1 及び表 1 3において同じ。
- 2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表 1 3の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。
- 3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン2.0」による。

表 8-1 モノクロ複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$\text{ipm} \leq 20$	≤ 0.263	要件なし
$20 < \text{ipm} \leq 24$	$\leq 0.018 \times \text{ipm} - 0.115$	基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
$24 < \text{ipm} \leq 40$		
$40 < \text{ipm} \leq 60$	$\leq 0.016 \times \text{ipm} - 0.033$	
$60 < \text{ipm} \leq 80$	$\leq 0.037 \times \text{ipm} - 1.314$	
$80 < \text{ipm}$	$\leq 0.086 \times \text{ipm} - 5.283$	

- 備考) 1 A3判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に0.05kWhを加えたものを基準とする。表 8-2において同じ。
- 2 Wi-Fiが出荷時にセットされた製品については、区分ごとの基準に0.1kWhを加えたものを基準とする。表 8-2において同じ。
- 3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成30年12月改定）」による。表 2-2において同じ。

表 8-2 カラー複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$\text{ipm} \leq 19$	≤ 0.254	要件なし
$\text{ipm} = 20$		基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
$20 < \text{ipm} \leq 40$	$\leq 0.024 \times \text{ipm} - 0.250$	
$40 < \text{ipm} \leq 60$	$\leq 0.011 \times \text{ipm} + 0.283$	
$60 < \text{ipm} \leq 80$	$\leq 0.055 \times \text{ipm} - 2.401$	
$80 < \text{ipm}$	$\leq 0.118 \times \text{ipm} - 7.504$	